

# 仕 様 書

## 1 業務名

広島市総合健康センターエレベーター制御機器修繕業務

## 2 履行場所

広島市中区千田町三丁目 8 番 6 号（広島市総合健康センター）

## 3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

## 4 業務内容

受注者は、別紙図面の対象機器（エレベーター 3 号機：東芝エレベータ製 CV 6 0 シリーズ）について、次の業務を行う。

### (1) 対象機器の制御機器入替及び付帯工事一式

※ 交換又は新設する機器等については、別紙「交換用品等一覧」のとおり。なお、対象機器は、6 階建て建築物内において停止階 2 箇所である。

### (2) 試運転及び調整

### (3) 上記(1)及び(2)に係る作業計画の作成、進捗管理、完了報告書の作成、その他業務履行に必要な全ての業務を行うこと。

## 5 業務実施計画書及び従事者名簿の提出

受注者は、契約締結後、速やかに業務実施計画書（実施スケジュールを含む。）及び従事者名簿を発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。

## 6 業務実施報告書の提出

受注者は、業務完了後 7 日以内に発注者に業務実施報告書を提出するものとする。

また、当該報告書を提出する際に、業務の実施前・実施中・実施後の状態が分かる写真を添付すること。

## 7 作業の安全衛生管理及び災害・公害の防止

(1) 作業現場の安全衛生に関する管理は、作業の責任者が、関係法令等に従って適切に監督する。

(2) 作業現場は常に整理整頓を行い、特に危険を伴う作業を行う場合は、点検・確認等を厳重に行う等、事故の防止に努める。

(3) 作業に当たり、施設に汚染・損傷が生じるおそれがある場合は、適切な方法で養生すると共に、作業完了の際には施設内外の後片付け及び清掃を行う。

(4) 作業に伴う災害及び公害の防止に努める。

## 8 その他

(1) 業務の実施に当たっては、事前に発注者及び施設管理職員と十分に協議し、施設の業務及び施設利用者に支障のないよう留意すること。

(2) 受注者は、本業務を履行するに当たり、必要な機器、消耗品費及びその他必要な費用を負担するものとする。ただし、履行場所における作業に要する電力、水等については、発注者がその費用を負担するものとする。

(3) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者・受注者の協議の上、定めるものとする。